

千葉県報

号外
令和5年1月19日

主要目次

告示

○ 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限

一

告示

示

千葉県告示第十一号の二

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和五年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域	期間
旭市の一部（見広（旭市市道二一〇四八号線の以北の区域に限る。））	疫学関連家 さんに係る 臨床検査及 び簡易検査 の期間

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八